

市立豊中病院外来診療に係る改善支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

1. 実施目的

市立豊中病院（以下「当院」という。）における外来診療の現状を多角的に調査・分析し、新患受入体制の強化や患者満足度向上等を進めるため、事業者の経験豊富な実績、ノウハウを活用し、改善策の策定やその実行に向けた合意形成・計画化の支援を受けることを目的に委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するもので、その選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 病院概要

（１）施設名：市立豊中病院

（２）所在地：豊中市柴原町４丁目１４番１号

（３）病床数：563床（一般549床、感染症14床）

（４）１日平均患者数（令和６年度）

入院患者数：479人／日、外来患者数：1,129人／日

（５）外来診療日等

診察日：土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

診療時間：9時から17時まで

3. 委託業務概要

（１）委託業務名：市立豊中病院外来診療に係る改善支援業務

（２）履行場所：市立豊中病院

（３）業務内容：市立豊中病院外来診療に係る改善支援業務委託仕様書のとおり

（４）履行期間：契約締結日から令和８年（2026年）3月31日まで

（５）限度額：3,000千円（消費税及び地方消費税を除く。）

4. 参加資格要件

参加資格は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。
なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）令和7年度豊中市入札参加資格を有すること。（資格を有しない者は、契約締結日までに資格を有すること。）

（３）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（４）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（５）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条によ

る改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

（6）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（7）平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

（8）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 募集日程

項 目	期 限（令和 7 年（2025 年））
募集要領等の公表	10 月 24 日（金）
質問の締切	11 月 14 日（金）17 時まで ※質問（様式任意）は電子メールで受け付け
質問事項への回答	11 月 19 日（水） 個別回答せず、市立豊中病院のホームページに掲示
企画提案書等の提出	11 月 26 日（水）17 時必着
第 1 次審査（書類審査）	11 月 27 日（木）～28 日（金）までの間 ※応募者が 4 者以上あった場合のみ実施
第 1 次審査結果の通知、第 2 次審査（プレゼンテーション）日時通知	11 月 28 日（金）
第 2 次審査（プレゼンテーション）	12 月 3 日（水）～12 月 8 日（月）の間
契約締結	12 月中旬予定

6. 参加手続き・企画提案書等作成要領

(1) 提案内容

本業務の内容を十分に理解したうえで、次の様式により企画提案書等を作成すること。

(2) 提案書等の構成、様式及び提出部数

提出書類の内容	内 容	様式	提出部数
参加申込書	企業代表者印（豊中市へ業者登録を行っている印鑑。以下同じ）を押印	様式 1	正本：1
会社概要	■商号又は名称 ■代表者名 ■設立年月日 ■本店所在地 ■従業員数 ■資本金 ■沿革 ■業務内容	様式 2	正本：1 副本：7
業務受託実績	400 床以上の病床数を有する急性期病院におけるコンサルタントなど支援業務の受託実績	様式 3	正本：1 副本：7
業務体制	■総括責任者の氏名、経歴 ■主たる担当者の氏名、経歴 ■従事者配置計画	様式 4	正本：1 副本：7
準備業務等	■業務スケジュール	様式 5	正本：1 副本：7
企画提案書 （様式任意）	■企画提案は、1 者 1 案とする ■仕様書「4.業務概要」について、企画提案を求める	様式 6	正本：1 副本：7
価格提案書 （見積書及び 内訳明細）	■見積金額は税抜で表記し、税抜であることを必ず明記すること ■見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を添付すること ■見積書の宛先は「豊中市病院事業管理者」とすること	様式 7	正本：1
処分歴等	■公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること	様式 8	正本：1

(3) 提出方法

- ①事務局あてに持参(土日及び時間外は受け付けない。)又は送付(郵送等)による。持参以外の場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。
- ②提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
- ④提出期限後の差替えは認めない。(当院が補正等を求める場合を除く。)

(4) 提出先(事務局)

市立豊中病院事務局経営企画課 担当：盛一、大園

住所：〒560-8565 豊中市柴原町 4-14-1

電話：06-6843-0101(代表)

E-mail：hyoudo@city.toyonaka.osaka.jp

(5) 提出期限：令和7年(2025年)11月26日(水)17時必着

(6) 提出形式：A4縦左端綴

(提出資料は項目毎のインデックスを付け、全体をフラットファイル等で綴ること。)

(7) 著作権等

提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を行なう場合がある。

7. 質疑応答等

本要領及び仕様書について質問がある場合は、質問書(様式任意)を作成のうえ、事務局あてにメールで提出すること。

【質問書提出期限】 令和7年11月14日(金)17時まで

回答は個別には回答せず、令和7年11月19日(水)中に市立豊中病院ホームページ内の本件公募ページにて掲示。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- ・本案件期間中に、4. 参加資格要件に抵触するに至ったとき
- ・上記3(5)の限度額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・提案にあたり著しく信義に反する行為等により審査委員会が失格であると認めたとき

9. 審査方法

(1) 審査方法

- ・ 当院職員で構成する審査委員会を設置し、審査する。
- ・ 第1次審査は書類審査、第2次審査はプレゼンテーション審査とする。
- ・ 審査は、(2) 評価項目に基づき、各委員が採点を行う方式とする。
- ・ 第1次審査は4者以上の応募があった場合のみ実施し、上位3者を第2次審査参加者とする。
- ・ 第2次審査は、企画提案書、プレゼンテーションの内容で審査・採点し、全委員の合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定する。合計得点の最も高い提案者が2者以上あるときは、当該提案者の中から委員の多数決によって第一優先交渉権者を選定する。
- ・ 第2次審査（プレゼンテーション）の内容は以下のとおり。
 - ① プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
 - ② パソコンを使用する場合に必要な機材はすべて、提案者が用意すること。スクリーン、プロジェクター、電源の貸し出しが必要な場合は事前に申出ること。
 - ③ 参加者は3人以内とし、すべて提案者の雇用する従業員であること。

(2) 評価項目

評価項目	配点	評価の観点
1. 提案内容の適合性・具体性	30 点	・ 業務の目的・背景を的確に理解しているか ・ 業務プロセスが具体的かつ実現可能か ・ 新患受入体制強化、診療効率化、患者満足度向上に資する提案内容か
2. 調査・分析手法の妥当性	15 点	・ データ収集・分析方法の明確さと妥当性 ・ ベンチマークや先進事例の活用方法 ・ 定量・定性の両面からの分析計画
3. 改善策・戦略の実効性	15 点	・ 改善策の具体性と効果予測 ・ KPI 設定の適切性 ・ 実行計画（スケジュール、必要資源等）の明確さ
4. 実績・体制	10 点	・ 医療機関（400 床以上の急性期病院）でのコンサルティング実績 ・ 医療制度、診療報酬、地域医療構造に精通した人材の配置 ・ 管理体制
5. 合意形成・コミュニケーション力	10 点	・ 院内ヒアリングやワーキンググループ運営の経験 ・ 他職種・他部門間の合意形成支援の方法論 ・ 職員の心理的安全性に配慮した進行
6. 見積金額の妥当性	20 点	・ 提案内容・作業量に対する費用の妥当性 ・ 費用構造の明確さ

(3) 審査スケジュール

- ・第1次審査：令和7年（2025年）11月27日（木）～28（金）の間で予定
- ・第2次審査：令和7年（2025年）12月3日（水）～8日（月）の間で予定

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途通知。

(4) 結果通知

第2次審査結果は、全ての提案者に対し速やかに文書で通知する。なお、当院と仕様並びに価格等協議の上、当院の内部手続きを経て本業務の受託者として決定されるので、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

10. 契約について

契約内容、仕様については、採択された提案書をもとに当院と詳細を協議するが、その結果、採択された提案と変更が生じることがある。

11. 留意事項

- ①提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、提案者の負担とする。
- ②審査委員会の構成員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合には、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で豊中市病院事業管理者に通知すること。
- ④質問の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。

12. 事務局（提出先・問い合わせ先）

市立豊中病院事務局経営企画課 担当：盛一、角山、大園

住 所：〒560-8565 豊中市柴原町 4-14-1

電 話：06-6843-0101（代表）

E-mail：hyoudo@city.toyonaka.osaka.jp